

(案)

全国健康保険協会東京支部評議会傍聴要綱

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催 15 分前から会議開催予定時刻までに、受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従い会議の会場に入室すること。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 携帯電話、アラーム付きの時計等の音の出る機器については、電源を切るか音が鳴らないようにマナーモードに設定すること。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場における、写真撮影、録画、録音等は原則禁止とする。ただし、事前に申し出て評議会の承認を経たものはこの限りではない。
- (5) 事務局が指定した場所以外には立ち入らないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が2の事項に違反したときは注意し、これに従わないときは、退場させることがある。

附則

この要綱は令和6年1月15日から施行する。